

給水装置工事施行指針の一部改正について

長生郡市広域市町村圏組合 水道部

【1】主な内容

長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例第40条第2項第3号に定める1日最大使用見込量を算定する際に根拠としている業態別使用水量基準を一部改正しました。

なお、改正箇所については給水装置工事施行指針の表2・4・2業態別使用水量基準によるI-5～I-12ページです。

【2】実施時期

平成25年11月1日（受付日）から

【3】お問い合わせ

水道部 業務課 給水係 0475-23-9482

表2・4・2業態別使用水量基準

No.1

業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量 (ℓ)	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
(家事用)				
1)「住宅」とは、一戸建ての住宅、マンション、公団住宅、公営住宅、社宅等をいう。 2)「住宅」は、一戸又は一室(一世帯)当たりの床面積により「A～C」に分類する。 3)「集合住宅における各室」の取扱い ① 共同通路、ベランダ、パイプシャフト等を除く一室(一世帯)当たりの床面積により算定する。 ② 管理人が常住する場合は、「住宅」で算定し、これを「集合住宅」に合算する。 ③ 管理人が通いの場合は、「アパート」により算定し、これを「集合住宅」に合算する。 4)「寮における各室」の取扱い ① 管理人室は、「家事用」により算定し、これを「寮」に合算する。 ② 寮生以外が使用する場合は、「事務所」により算定し、これを「寮」に合算する。 ③ 寮内の娯楽室は、床面積の対象外とし、算定しない。				
住宅A	1戸当り	1000	10	床面積 60㎡以上のもの
住宅B		600	10	床面積 30㎡以上60㎡未満のもの
住宅C		400	10	床面積 30㎡未満のもの
アパート	1室当り	200	10	浴槽のない共同住宅をいう
寮	各室の床 面積 1㎡ 当り	19	10	風呂、食堂等が共有施設となっている形態の寮、寄宿舎等
(商店)				
1)「商店」とは、業態により「A～K」に分類するが、テナント等業態が不確定なものは「商店C」を適用する。 2)「店舗面積」とは、製造、販売等営業に要する面積をいう。 ① 店舗内の階段(上階が住居の場合は算入しない。)トイレ、洗面室、化粧室、風除室は算入する。 ② 休憩室は算入しない。				
商店A	店舗面積 1㎡当り	90	10	コインランドリー
商店B		50	10	鮮魚店、豆腐店
商店C		25	10	理容店、美容院
商店D		25	10	パン・ピザ・菓子製造販売店、精肉店、寿司・弁当・惣菜の製造販売店
商店E		20	10	クリーニング店、ペットショップ、マージャン店
商店F		12	10	カラオケスタジオ、カラオケボックス
商店G		11	10	コンビニエンスストア、新聞・牛乳の配達店
商店H		5	10	青果店、生花店、ホームセンター
商店I		4	10	囲碁・将棋クラブ等
商店J		3	10	写真館
商店K		2	10	洋品店、薬局、化粧品店、陶器店、新聞販売店、眼鏡店、電気器具販売店、金物店、厨房用品店、文具店、書籍販売店、手芸店、スポーツ用品店、釣具店、精米店、玩具店、自転車店、建材店、呉服店、タバコ店、カー用品販売店、インテリア店、写真取次店、製麺所、駅構内の売店、クリーニング取次店、レンタルビデオ店、寝具店、仏具店、民芸店、酒類販売店、履物店、その他非用水型の商店

業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量 (ℓ)	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
(飲 食 業)				
1)「食堂」は、業態により[A～D]に分類、テナント等業態が不確定なものは「食堂A」を適用する。 又、各業態が混在している場合は、主たる業態により基準水量を算定する。				
2)「厨房+店舗面積」とは、厨房(調理場)の面積と営業に要する面積との合計をいう。				
食堂A	厨房+店舗 面積1㎡当り	60	10	日本そば店
食堂B		55	10	寿司屋、焼肉店、中華料理店
食堂C		45	10	とんかつ店、天ぷら店、お好み焼き店、大衆食堂
食堂D		30	10	小料理店、居酒屋
仕出し屋		70	10	主に弁当の製造販売、出前を業とするもの
料亭		35	6	
スナック		16	8	
キャバレー・バー		14	6	キャバレー、バー、クラブ、コンパ、プールバー等
喫茶店		35	10	喫茶店、甘味店等
レストラン A		35	10	主に洋食を提供する飲食業をいう 厨房+店舗面積100㎡未満のものをいう
レストラン B		30	10	主に洋食を提供する飲食業をいう 厨房+店舗面積200㎡未満のものをいう
レストラン C		45	10	主に洋食を提供する飲食業をいう 厨房+店舗面積200㎡以上のものをいう
ファースト フード		45	10	フライドチキン、ハンバーガー、ピザ等の製造販売で、 客席を有するもの
(大型店舗)				
1)「床面積」とは、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。				
① 階段、エレベーター、パイプシャフト及び屋外観覧席はこれに算入する。				
② その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造の区画を欠き、かつ、保管又は格納その他の屋内的用途を目的としない部分(ポーチ、ピロティ、バルコニー、吹きさらしの片廊下、通常形式のビルの屋上等)は「屋外部分」とみなし、算入しない。				
2)「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。				
デパート	延床面積 1㎡当り	6	10	大経営の総合小売店
スーパー マーケット		10	10	生鮮食品、食料品、日用雑貨等を主として扱うセルフサービス 方式の店舗
(事 務 所)				
1)「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延床面積により「A～D」に分類する。				
(*1)ただし、延床面積500㎡以上のものについては、500㎡までを7ℓ/㎡で、残りの床面積を4ℓ/㎡で算定し、合算する。				
2)「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。				
① 社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は算入する。				
② 外部の者も利用する営業食堂がある場合は、「飲食店」により算定し、これを「事務所」に合算する。				
③ 集合ビル(貸ビル)内の事務所は、各室毎に床面積を算定し、それぞれの基準を適用し合算する。				

業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量 (ℓ)	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
銀行	延床面積 1㎡当り	1	9	
保険会社		2	9	
自動車販売 整備会社		3	9	自動車の販売、整備及び修理を行うもの
事務所A		20	9	延床面積 50㎡未満のもの
事務所B		10	9	延床面積 100㎡未満のもの
事務所C		7	9	延床面積 500㎡未満のもの
事務所D		4	9	延床面積 500㎡以上のもの (前頁※1)
倉庫		1	9	事務所等の他の建物から独立して存在する物資の保存及び保管に供する建築物をいう
(宿泊施設)				
旅館A	延床面積 1㎡当り	15	12	各室ごとに風呂がついていないもの
旅館B		16	12	各室の全部又は一部に風呂がついているもの
(その他の業種)				
1)「敷地面積」とは建築基準法施行令第2条第1項にいう敷地の水平投影面積をいう。				
ガソリン スタンド	敷地面積 1㎡当り	8	12	
パチンコ	延床面積 1㎡当り	8	12	パチンコ、スマートボール、ビリヤード等
映画館	1客席当り	25	14	映画館、寄席、劇場等
(病 院)				
1)「医療部面積」とは、医療部門の総面積をいう。				
① 住宅部分を含む場合は、別途「家事用」により算定する。				
② 診療室、手術室(準備室)、消毒室、処置室、物療室(理療室)、レントゲン室(透視室、操作室、暗室)、検査室(心電図室)、薬局(薬品室)、医局、受付事務室、待合室、技工室、病室、看護婦詰所、院長室は、医療部門に算入する。				
③ 機械室(ボイラー室)、資料室、休憩室、更衣室、浴室(脱衣室)、便所、廊下、玄関、物置、倉庫(リネン室)、会議室、相談室、洗面所、ロッカー室、応接室、洗濯室、宿直室は医療部門面積に算入しない。				
2)「1日最大使用見込量」の算定方法				
※ 計画病床数(認可)に「病床利用率」、更に「基準水量」を乗じて算出する。				
大病院	各科又は単 科を扱う病院 で、入院に必 要な施設(病 室、厨房等) を有するもの	970	10	規模:100～250病床 病床利用率:70% 病院の開設者が公的機関(国・県・市町村・日赤・全国 社会保険協会連合会・保健組合及びその連合会) 又は学校法人の場合は、使用率100%とする。
				規模:251病床以上 病床利用率:100% 開設者が個人又は医療法人の場合は、使用率:75%とする。
小病院	1病床当り	850	10	規 模 20～99病床 病院使用率 70%
診療所A		840	10	規 模 19病床以下 病院使用率 70%

業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量 (ℓ)	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
診療所B	医療部門面積 1㎡当り	10	10	入院に必要な施設のないもの
精神病院	主たる診療が精神科又は神経科の小病院及び大病院については、申請者側の資料等を十分検討し、決定する。			
(学 校 等)				
保育園	園児1人当り	85	9	
幼稚園		25	5	
小学校	生徒1人当り	40	9	
中学校		35	9	
高校・大学		40	9	
各種学校		17	9	和洋裁、OA、音楽、経理、進学予備校、理美容等で、1建築物全体で学校施設として使用するもの
各種塾	延床面積 1㎡当り	2	8	和洋裁、OA、音楽、経理、進学予備校、学習塾、習字等の各種塾を言う
(官 公 庁)				
官公庁	延床面積 1㎡当り	4	9	公務員が事務を行うところを言う
(文化施設)				
1) 公民館、集会所、コミュニティーセンター、保健センター、青少年婦人会館、研修センター、児童館、老人福祉センター、老人憩いの家、老人休養ホーム、市民センター、勤労会館、文化会館、その他これらに類するものを対象とする。ただし、美術館、博物館は別途協議とする。				
2) 別表1、別表2及び別表3により各室の用途別使用量を算定し、これを合算して当該建築物の一日最大使用量を算定する。				
3) 展示室、資料室、書庫等は対象としない。				

別表1

各室の用途	原単位	一日最大 使用水量	使用時間	1 日 当 り 使 用 人 員
事務室	延床面積1㎡当り	※別途基準水量「事務所」による。		
管理人室	床面積1㎡当り	※別途基準水量「家事用」による。		
館長室	1室当り	100	9	
従業員室	1人当り	100	9	売店員、機械作業員
図書室	利用者1人当り	25	9	0.4人/㎡
会議室		25	9	0.2人/㎡
和室		25	9	0.3人/㎡
その他の室		25	9	0.3人/㎡(児童室、工作室等)
研修室		50	9	定員数
宿泊室		100	9	計画人員

別表2

各室の用途	原単位	一日最大使用水量	使用時間	1日当たり使用人員
浴槽	1槽当り	有効水量	9	満水容量の80%
浴室	利用者 1人当り	50	9	計画人員
シャワー室		50	9	計画人員
大ホール		10	9	定員数
大広間		10	9	0.4人/m ²

別表3

体育館	選手 1人当り	100	9	延選手人員	
〃	観客 1人当り	30	9	定員数	
医務室	担当 1人当り	50	9	定員数	
役員室	利用者 1人当り	50	9	定員数	
トレーニング室		10	9	ロッカー数×3回/日	
〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日	
ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日	
テニスクラブ		10	9	4人/コート×4回/日	
〃シャワー		50	9	4人/コート×4回/日	
〃散水		1ヶ所当り	50	9	

※ 屋外施設及び複合施設については、空気調和・衛生工学便覧を参考に別途協議する。

(社会福祉施設)

- 1) 社会福祉関係法規に基づき設置される施設をいい、別表が主な施設である
- 2) 社会福祉施設の利用形態により、使用者 1人一日当り最大使用水量を算定する。

収容施設	収容者 1人当り	500	10	
通園施設	通園者 1人当り	210	9	

主な社会福祉施設

保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、助産施設、保育所、児童更生施設
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通勤寮
母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム

- (注)
1. この表にない社会福祉施設は、これに準じる
 2. 有料老人ホームは、社会福祉施設に準じる。
 3. 施設の利用方法により、入所(収容)施設と通所(通園)施設に分類される。

(その他の取り扱い)	
冷却塔補給水	1) 冷却塔補給水として、循環水量の1.5%の水量に各々の業態の1日平均使用時間に乗じた水量を加算する。 2) 複数の冷却塔がある場合の使用時間は、主要となる1台に基準の使用時間を適用し、2台以降は申請者と十分協議するものとする。
プール給水	1) 一時用水として有効水量の3.3%を加入する。 2) 補給水量として有効水量の3.0%を加入する。
複合用途ビル	1) 複合用途ビル(建物内に数種の業態が入居している形態を有するビル)は各々の業態の基準水量により算定し、合算する。 2) 基準に定めのない業態及び定めている業態のうち、特殊なものは、空気調和、衛生工学便覧等を参考に所要水量を算出し、申請者と十分協議すること。 3) 共用部分(階段、エレベーター、パイプシャフト、共同トイレ、共同給油室等)については、対象面積から除外する。 4) 建物内に複数のメーターを有する場合は、業態ごとに1日最大使用見込量を算出した後、メーター1個ごとに1日最大使用見込量を算定する。

【参考例】

複合用途ビルを建築し、数個のメーターを設置する場合の1日最大使用見込量の算出方法について

NO-1 (事務所C) $Q = 153.3 \text{ m}^2 \times 7 \text{ l/m}^2 = 1,073 \text{ l} = 1.0 \text{ m}^3/\text{日}$

NO-2 (商店K) $Q = 47.5 \text{ m}^2 \times 2 \text{ l/m}^2 = 95 \text{ l} = 0.1 \text{ m}^3/\text{日}$

NO-3 (事務所B) $Q = 98.3 \text{ m}^2 \times 10 \text{ l/m}^2 = 983 \text{ l} = 0.9 \text{ m}^3/\text{日}$

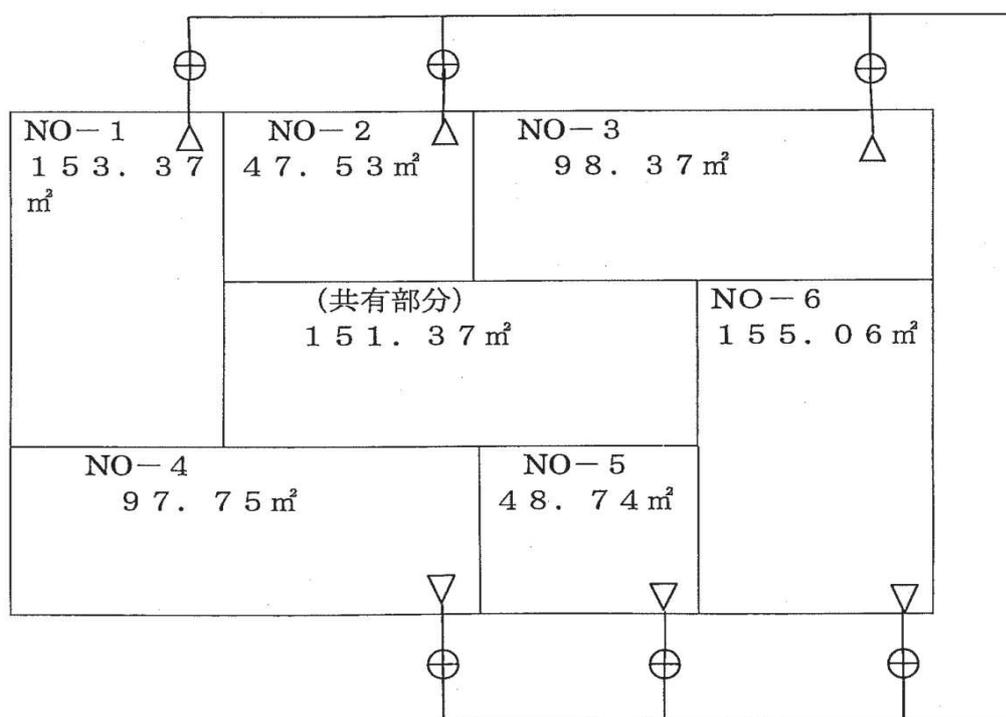
NO-4 (事務所B) $Q = 97.7 \text{ m}^2 \times 10 \text{ l/m}^2 = 977 \text{ l} = 0.9 \text{ m}^3/\text{日}$

NO-5 (商店K) $Q = 48.7 \text{ m}^2 \times 2 \text{ l/m}^2 = 97 \text{ l} = 0.1 \text{ m}^3/\text{日}$

NO-6 (事務所C) $Q = 155.0 \text{ m}^2 \times 7 \text{ l/m}^2 = 1,085 \text{ l} = 1.0 \text{ m}^3/\text{日}$

計 (NO-1~NO-6)

1日最大使用見込量 $Q = 4.0 \text{ m}^3/\text{日}$



事務所の取扱

(A) 延床面積によって基準水量を算定する場合

$$A = (153.37\text{m}^2 + 47.53\text{m}^2 + 98.37\text{m}^2 + 97.75\text{m}^2 + 48.74 + 155.06\text{m}^2 + 151.37\text{m}^2) \times 3 \div 2 = 2,256.57 \div 2,256.5\text{m}^2$$

$$Q = (500\text{m}^2 \times 7\ell/\text{m}^2) + \{2,256.5\text{m}^2 - 500\text{m}^2\} \times 4\ell/\text{m}^2 = 10,526.28\ell \div 10.0\text{m}^3/\text{日}$$

(B) 各室の床面積ごとに基準流量を決定し各室の水量を合算する場合

$$\text{NO-1 } Q = 153.3\text{m}^2 \times 7\ell/\text{m}^3 \times 3\text{室} = 3,219.3\ell$$

$$\text{NO-2 } Q = 47.5\text{m}^2 \times 20\ell/\text{m}^3 \times 3\text{室} = 2,850.0\ell$$

$$\text{NO-3 } Q = 98.3\text{m}^2 \times 10\ell/\text{m}^3 \times 3\text{室} = 2,949.0\ell$$

$$\text{NO-4 } Q = 97.7\text{m}^2 \times 10\ell/\text{m}^3 \times 3\text{室} = 2,931.0\ell$$

$$\text{NO-5 } Q = 48.7\text{m}^2 \times 20\ell/\text{m}^3 \times 3\text{室} = 2,922.0\ell$$

$$\text{NO-6 } Q = 155.0\text{m}^2 \times 7\ell/\text{m}^3 \times 3\text{室} = 3,255.0\ell$$

$$\text{計 (NO-1} \sim \text{NO-6)} \quad Q = 18,126.3\ell$$

$$= 18.1\text{m}^3/\text{日}$$

三階建

各階共通(1F~3F)

NO-1 153.37m ²	NO-2 47.53m ²	NO-3 98.37m ²
	(共有部分) 151.37m ²	
		NO-6 155.06m ²
NO-4 97.75m ²	NO-5 48.74m ²	

3 給水用具の同時使用率

1) 1戸建て等における給水用具の同時使用率

通常の場合は、全部の給水用具を同時に使用することは少ないことから、同時使用率を十分考慮すること。(表2.4.3参照)

また、一般家庭以外(商店、工場、事務所等)において、同時使用率が高い場合は、手洗い器、小便器及び大便器等、その用途ごとに表2.4.3を適用して合算する。

$$\text{同時使用率} = \frac{\text{同時使用給水用具数}}{\text{全設置給水用具}}$$

表2.4.3
同時使用率を考慮した給水用具数

給水用具数	同時使用率を考慮した給水用具数
1	1個
2~4(5)	2
5(6)~10	3
11~15	4
16~20	5
21~30	6

※ 通常の場合は()内を使用することができる。

2) 集合住宅等における同時使用戸数率

集合住宅等の使用水量を算定する場合に用いる同時使用戸数率は表2.4.4のとおりとする。

表2.4.4 同時使用戸数率

戸数	同時使用戸数率
1 ~ 3	100%
4 ~ 10	90
11 ~ 20	80
21 ~ 30	70
31 ~ 40	65
41 ~ 60	60
61 ~ 80	55
81 ~ 100	50

4 給水用具給水負荷単位の同時使用水量

給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

給水用具給水負荷単位による同時使用水量の算出は、表2.4.5の各種給水用具の給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図2.4.1の同時使用水量図を利用して求める。

なお、メッキ工場、市場、風呂店等、水を常に使用するような業態に適用することが望ましい。